

欧州特許庁、オンライン料金支払サービスによる料金値上げへの対応を公表

2016 年 3 月 14 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁(EPO)は、3月11日、オンライン料金支払サービス(Online Fee Payment service)が、2016年4月1日より料金値上げによる新料金を同サービスで選択することが可能となる旨、公表した。

2015年12月16日の欧州特許機構管理理事会の決定により、2016年4月1日より料金が改定され、新料金が適用される予定となっている。なお、料金改定の概要は以下のとおりであり、全体的に微増となっている。

<料金表(概要)> (主な手続料金のみ)

(単位：ユーロ)

種類	改定後	改定前
出願料	(改正前と同じ)	・ 120 (オンライン出願) ・ 200 (オンライン以外(紙)の出願) (明細書35頁まで。36頁以上の場合、 超過1頁当たり15ユーロ追加。)
分割出願の 追加料金	・ 2世代目の分割出願：210 ・ 3世代目の分割出願：435 ・ 4世代目の分割出願：635 ・ 5世代目以降の分割出願：850	・ 2世代目の分割出願：210 ・ 3世代目の分割出願：420 ・ 4世代目の分割出願：630 ・ 5世代目以降の分割出願：840
クレーム料 (出願料に 加算)	・ 235 (クレーム数が15を超える場合の超 過1クレーム当たり) ・ 585 (クレーム数が50を超える場合の超 過1クレーム当たり)	・ 235 (クレーム数が15を超える場合の超 過1クレーム当たり) ・ 580 (クレーム数が50を超える場合の超 過1クレーム当たり)
調査料 (欧州段階)	・ 1,300 (2005年7月1日以前の出願について は885ユーロ)	・ 1,285 (2005年7月1日以前の出願について は875ユーロ)
国際調査 手数料	(改正前と同じ)	・ 1,875

補充国際 調査手数料	(改正前と同じ)	・ 1,875
国際予備 審査手数料	(改正前と同じ)	・ 1,930
指定料	・ 585	・ 580
出願更新料	・ 出願日から3～9年は470～1,395 ・ 10年目以降は一律1,575	・ 出願日から3～9年は465～1,380 ・ 10年目以降は一律1,560
審査料	・ 1,635 (2005年7月1日以前の出願について は1,825)	・ 1,620 (2005年7月1日以前の出願について は1,805)
	・ 1,825 (欧州段階に移行したPCT出願であ って、補充欧州調査報告書が作成さ れていない案件)	・ 1,805 (欧州段階に移行したPCT出願であ って、補充欧州調査報告書が作成 されていない案件)
特許査定料	・ 925	・ 915
異議申立料	・ 785	・ 775
特許減縮 請求料	・ 1,165	・ 1,155
特許取消 請求料	・ 525	・ 520
審判請求料	・ 1,880	・ 1,860
再審請求料	・ 2,910	・ 2,880
期間徒過 救済処理 請求料	・ 料金遅延納付の場合、その料金の 50% ・ 特許査定料（第71規則(3)）遅延納 付の場合、255 ・ その他の場合、255	・ 料金遅延納付の場合、その料金の 50% ・ 特許査定料（第71規則(3)）遅延納 付の場合、250 ・ その他の場合、250

— EPO による本件に関する情報については、以下参照 —

[Information concerning fee increase as from 1 April 2016](#)

— EPO による 2015 年 12 月 16 日の欧州特許機構管理理事会の決定に関する情報（料金改定情報を含む）については、以下参照 —

[ADMINISTRATIVE COUNCIL A3](#)

(以上)